

# 上田市立豊殿小学校いじめ防止等対策基本方針

上田市立豊殿小学校

## 1 いじめ防止等対策の基本方針

### <いじめの定義>

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を乗じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める事を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### <基本方針>

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができる、いじめのない学校をつくるために、「上田市立豊殿小学校いじめ防止等対策基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌に『いじめ等対策委員会』を設置する。構成は、校長・教頭・教務主任・適応支援主任・養護教諭・人権教育主任・生徒指導主任・学校評議員・民生児童委員・主任児童委員・PTA三役とする。必要に応じ、外部の専門家等の参加を求めていく。

## 3 具体的ないじめ等防止のための方策

### (1) いじめ防止等のための日常的な取り組み

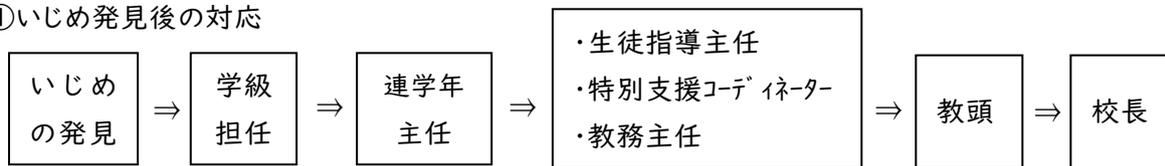
- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② 基礎・基本の定着をはかるとともに、子どもそれぞれ考えを基につくられる、誰もがわかる・楽しい授業を行い、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権教育の時間などの指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「見て見ぬふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方

々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

- ⑥職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡を丁寧に扱う。
- ⑦ 児童会による、なかよしづくりにかかわる様々な活動、キッズ、学年の社会福祉施設との交流など、子どもたちの計画した活動を大切に扱う。
- ⑧ 児童の気持ちや様子を捉えるために相談月間前にいじめに関するアンケートを実施し、それを基に、年2回、個別懇談を実施し、児童の様子を捉えたり、対応の報告を検討したりする。
- ⑨ 児童同士が関わり、自分の心を開示したり、互いに気持ちを通させたりすることができるよう、なかよし旬間(5月)・なかよし月間(11月)を実施する。
- ⑩ インターネット上のいじめへの対応としては、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえ、ネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修等必要な啓発活動を行う。

## (2) 早期発見・早期対応のための方策

### ①いじめ発見後の対応



- ②笑顔でのあいさつを基本に、教職員は、積極的に児童に声をかける。特に、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “により意識的関わっていく。また、代表委員会の活動として明るい学校、気持ちの伝わり合える学校づくりを進める。
- ③ 子どもたちの様子(表情、姿勢、持ち物等)の変化を感じとる姿勢で児童に接し、少しでも感じたら、すぐに積極的に子どもたちに声がけをするとともに教職員間の情報共有も速やかに行う。
- ④ いじめに関するアンケート等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、ともに解決していこうとする姿勢を示す。
- ⑤職員会議の時間に、児童理解の時間を設け、“学級担任”、“生徒指導委員会”、“いじめ等対策委員会”、“校内支援委員会”等からの報告をもとに、全職員で情報を共有し、該当児童を全職員で注視する。

## (3) 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。
- ② 職員室出入口に『相談窓口 かなしいことやこまったことなど なんでも 相談してくださいね』を掲示するとともに、学校だよりや学級担任から紹介し、相談する場である意識づけをする。
- ③ 相談期間をとり、心の相談員や養護教諭を含め、すべての教職員との相談の機会を設定する。いじめ(いじめにつながりそうな事案も含めて)に関する相談を受けた教職員は、速やかに連学年主任、生徒指導主任、教頭、校長に報告する。生徒指導主任は、即時、該当職員と事実関係の調査を行う。教頭は、関係委員会を組織し、担任、生徒指導主任からの報告をもとに協議し、指導にあたる。また全職員の情報共有を図る。
- ④ 全職員、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会議で名前が挙がっている子ども”に積極的に声がけを行う。
- ⑤ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告する。教頭は、即時、該当委員長に連絡し、委員会を通して協議し、全職員で情報を共有する。

#### (4) 校内研修

##### ① 城東地区学校職員会人権同和教育研修会【8月】

城東地区の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。携帯やインターネットをめぐる問題についても研修を深める。

##### ② Q-U検査の分析法や集団作りへの活用方法等の学級経営研修を実施する。

##### ③ 人権同和教育に関わる授業の実施

参観日に合わせて、保護者・地域の皆様に人権教育の授業を参観していただく。その後の学級学年PTAでは、人権感覚を養うための話、携帯やインターネットをめぐる問題についての研修をする機会をとる。

##### ④ 五中区ブロック人権同和教育研修会【11月】

五中区ブロックで、人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいか等研修を深める。

#### 4 重大事態への対処

(1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2) 「上田市教育委員会の設置する組織」の指導の下に“豊殿小学校の「いじめ等対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たるとともに、「豊殿小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。